

東郷村報

第34号

昭和29年11月10日

発行所

宮崎県東臼杵郡

東郷村役場

日向市富高新区

株式会社

安藤印刷所

電話 64番

東郷村教育委員会設置

二週年を迎えて

教育長 塩月儀市

議會報告

本村教育委員会が設置され、二週年を迎えました。この間教育委員会は常に村民の皆様の意を体して皆様の意に添う。本村教育行政が運営され、正しい教育が行われることを祈念し、努力をつけてまいりました。ことはひどいに村当局、村議会、学校当局、村民各位の理解ある御協力と深い御支援の賜と深く感謝いたしています。

教育委員会法第一条には「教育が不正な支配に服すことなく国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」という自覚のものであります。即ち教育行政が住民の意志を反映し又住民の意志によって行われなければなりません。教育本来の目的を達成するを目的とする」とあります。即ち教育行政が住民の意志を反映し又住民の意志によって行われなければなりません。教育行政が本來の使命に立脚して行わなければならぬのであります。従つて教育委員会が設けられたのであります。従つて教育委員会の運営も常にこの主旨に則つて行われなければならぬわけであります。

教育行政が本來の使命に立脚して行わなければならぬのであります。過去に於ては神聖である利害関係、特定思想による教育の独占歪曲等といわゆる不正の支配力を排除して教育行政が本来の使命に立脚して行わなければならぬのであります。

べき教育が一部の権勢や権力によつて左右させてとりかえしのつかぬ禍根を残しましたのであります。が将来はかゝることを再び繰返さぬ様に、「私達は私達の子弟の願いいたします」。

昭和二十八年度東郷村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

(翌年度繰越)

(立木処分の件)

議案第四十一号 村有財産

原案どおり可決した。

議案第四十三号 昭和二十

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十四号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十五号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十六号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十七号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十八号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第四十九号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十一号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十二号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十三号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十四号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十五号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十六号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十七号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十八号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

四、六四三、〇九三円を

追加予算現計は歳入歳出

四八、一四五、九三三円

となり原案どおり可決した。

議案第五十九号 昭和二十

九年度東郷村歳入歳出予

算追加更正の件

△本件災害復旧対策を主と

した予算の組替であり

(一) 各分館に於て適當な期日に実施する。	
2、出品物等については中央公民館に準じて行う。	
(二) 中央公民館文化祭	
(一) 日期 十二月十日、十一日、十二日	
場所 東郷小学校	
(三) 行事	
(1) 学童芸品展	
(2) 美術参考品展	
(3) 手芸品展	
(4) 生花、盆栽展	
(5) 村勢(郷土農協)展	
(6) 農林産品展	
(7) 生活改善展	
(8) 衛生展	
(9) 農産展	
(10) 学童音楽会	
(11) 歌謡大会	
(12) 競技大会	
(排球、卓球、角力、庭球、駅伝(中学を含む) 小学校継走)	

生活改善の申し合せ事項

東郷村婦人協議会館

(一) 冠婚葬祭について	正月、節句、お盆、彼岸、お祭りなどの贈答品は親許だけとする
(二) 食生活について	結婚式は厳肅で清楚にする
(三) 衣生活を質素にする	結婚衣裳は新調しない
(四) 新婦は夜具(たんす、姫鏡台)、だらい程度とする	酒肴料は一人三百円以内とする(料理は五品以内酒類は二合以内)
(五) 結婚式は披露宴は絶対にしない	品は親許だけとする
(六) お祭りにはお客様は招待しない	正月、節句、お盆、彼岸、お祭りなどの贈答品は親許だけとする
(七) 食生活の改善をする(代用食混食粉食・パン食)	結婚式は厳肅で清楚にする
(八) 衣生活を質素にする	結婚衣裳は新調しない

(四) 行事日程

午前九時開演

午前十時 学童音楽会

午前中 徒歩校児童継走大会

午後 中駅伝、角力、庭球

午後二時表彰式

午前中 駅伝、角力、庭球

午後二時表彰